○国土交通省告示第千二百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田茂沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第千三百五十六号で指定した土地の区域を除く。）

栃木県日光市芹沢

字アカジミ　二七三番　一号から五号まで

字次郎岳国有林

一三〇林班　と小班　六号から十号まで

字田ノ沢　四五〇番　十一号から二十二号まで

○海上保安庁告示第二百六十一号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	大間港大間原子力発電所導標（前標）
位置	
所在地	青森県大間港（大間港大間原子力発電所西防波堤灯台の北東方約五五〇メートル）
北緯	四一―三一―〇二
東経	一四〇―五四―一六
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　白地に赤横帯二本塗　柱形
高さ	地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から構造物の頂部まで八・八メートル
設置年月日	平成二十三年十月二十一日
記事	電源開発株式会社大間原子力建設所管理
名称	大間港大間原子力発電所導標（後標）
位置	
所在地	青森県大間港（前標の東方約一九〇メートル）
北緯	四一―三一―〇二
東経	一四〇―五四―二四
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　白地に赤横帯一本塗　柱形
高さ	地上から構造物の頂部まで二・五メートル　平均水面上から構造物の頂部まで一四メートル
二標一線	九〇・一度
設置年月日	平成二十三年十月二十一日
記事	電源開発株式会社大間原子力建設所管理
名称	那覇新港船だまり防波堤灯台
位置	
所在地	沖縄県那覇港（新港船だまり防波堤外端）
北緯	二六―一三―五五
東経	一二七―四〇―四三
廃止年月日	平成二十三年十月二十一日

○海上保安庁告示第二百六十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	阿伏兎灯台	
位置		
所在地	広島県福山市	
北緯	三四―二一―五九	
東経	一三三―二〇―四八	
変更した事項	光度	五九〇カンデラ
	光達距離	八・〇海里
	高さ	地上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで八九メートル
	記事	削除
変更年月日	平成二十三年十月二十一日	
名称	三角灯台	
位置		
所在地	熊本県上天草市（大矢野島北端）	
北緯	三二―三七―三〇	
東経	一三〇―二六―三九	
変更した事項	光度	実効光度三、七〇〇カンデラ
	光達距離	一二・〇海里
変更年月日	平成二十三年十月二十一日	

○海上保安庁告示第二百六十三号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	飛島港南防波堤灯台	
位置		
所在地	山形県酒田市（飛島港南防波堤外端）	
北緯	三九―一一―〇三	
東経	一三九―三三―〇三	
変更した事項	位置	山形県酒田市（飛島港南防波堤外端）
	北緯	三九―一一―〇四
	東経	一三九―三三―〇六
	高さ	地上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日	平成二十三年十月二十四日	
名称	大魚島灯台	
位置		
所在地	青森県下北郡佐井村（大魚島）	
北緯	四一―二三―五四	
東経	一四〇―四八―四七	
変更した事項	光度	実効光度七八カンデラ
	光達距離	五・〇海里
変更年月日	平成二十三年十月二十四日	

○海上保安庁告示第二百六十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	紋別港第一防波堤灯台	
位置		
所在地	北海道紋別港（第一防波堤外端）	
北緯	四四―二〇―五九	
東経	一四三―二一―五八	
変更した事項	光度	実効光度七八カンデラ
	光達距離	五・〇海里
変更年月日	平成二十三年十月二十五日	
名称	桃取水道大村島灯標	
位置		
所在地	神前灯台（三重県伊勢市）の北東方約一・〇キロメートル	
北緯	三四―三〇―四六	
東経	一三六―四九―〇二	
変更した事項	光度	実効光度七八カンデラ
	光達距離	五・〇海里
	高さ	地上から構造物の頂部まで九・〇メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日	平成二十三年十月二十五日	
名称	誓願島灯標	
位置		
所在地	三重県鳥羽港（誓願島）	
北緯	三四―二九―〇一	
東経	一三六―五二―〇二	